

学修計画書作成の注意

1. 学修計画書の目的

国の奨学金は法律により、対象が(特に)優れた者となっています。

(大学等における修学の支援に関する法律 第三条)

大学等における修学の支援は、**確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者**であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

(独立行政法人日本学生支援機構法 第十四条)

第一種学資貸与金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、**文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者**であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、**文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者**であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

優れた者の判定は原則として、高校評定平均や GPA で判定することになっていますが、特例として、**大学における学修意欲があると認められる場合のみ**、大学は基準値以下の学生を推薦してよいとされています。**学修計画書の内容によっては奨学金に採用されないことがあります**ので、十分に注意のうえ作成してください。

2. 確認の観点

①学修の目的（将来の展望を含む。）

- ・学修の目的が明確に述べられているか
- ・学修の目的を自身の言葉で表現できているか
- ・卒業後の将来の展望が述べられているか
- ・社会で自立し、活躍できるようになることが期待できるか

②学修の計画

- ・上記の学修の目的を踏まえ、これまでに何を学び、今後、何をどのように学びたいか等が自身の言葉で述べられているか

③学修継続の意思

- ・卒業まで学修を全うしようとする意志があるか
- ・しっかりと学ぼうとする意欲があるか
- ・その他、学修の意欲が十分にあると認められるか

3. 推薦を受けられない例

- ・指定の分量(300文字)を書いていない。
- ・改段落の多用、繰り返し表現、冗長な表現によって分量を水増ししている。
- ・人生計画において大学を卒業すること、所属する学部学科での学びが必須でない。
- ・推薦入試の志望理由等を単に転記し、作成日時点の意欲を示すものになっていない。
- ・2年生以上なのに、これまでの大学での学びを説明できていない。
- ・学修の計画で大学の講義について言及していない。
- ・学びに取り組もうとする姿勢が「授業に出席する」など、意思の弱さを示す言葉が入っている。